



意 見 書

平成 20 年 11 月 10 日


千葉県総合企画部水政課

松丸 忠孝 


千葉県県土整備部河川整備課

高澤 秀昭 

千葉県水道局

高橋 豊 

千葉県企業庁

平野 誠 

本意見書は、原告らが提出した大野博美氏の陳述書（以下「本件陳述書」という。甲第 20 号証）に対する被告らの意見を述べるものであるが、本件陳述書には本件の八ッ場ダム建設事業への参画と関連性が低いと思われるものがあるため、第 1 において関連性があると思われるものについて述べ、第 2 において関連性が低いと思われるものについて、参考までに意見を述べることにする。

第1 本件と関連性があると思われる主張について

1 治水（本件陳述書6）について

（1）本件陳述書の主張の要旨

ア ダム建設費が河川改修費を圧迫しており、本来急がなければならぬ堤防改修や河道整備が後回しになっている（本件意見書6ア、7・8頁）。

イ 千葉県から200kmも離れた八ツ場ダムの治水効果が千葉県で発現するとは考えにくい。平成19年9月、台風9号が八ツ場ダム予定地にカスリーン台風並みの雨を降らせたが、同予定地の直下流量は想定値の3分の1に過ぎなかったが、吾妻溪谷による洪水調節機能の働きによるものであり、千葉県にもほとんど影響がなかった（本件意見書6ア及びイ、8・9頁）。また、国土交通省関東地方整備局が行った堤防の詳細点検や重要水防箇所の指摘から、何よりも河川改修を急ぐべきである。

ウ 千葉県は、治水効果もわからぬままに八ツ場ダム建設に負担金を支払い続けており、河川法63条1項に規定する「著しい利益」を得ていると言う事実が全く証明されていない点から、千葉県の負担金拠出は河川法に違反していると言わざるを得ない（本件意見書6ア、8頁）。

（2）本件陳述書の主張に対するコメント

ア 上記アの主張について

大野氏は、ダム建設費が河川改修費を圧迫し、本来急ぐべき河道整備等が後回しになっている旨主張する。

しかし、高澤秀昭陳述書（以下「高澤陳述書」という。乙325号証8頁）述べたとおり、洪水による壊滅的な被害を防ぐために急ぐべきことは、下流部の河道整備と併せて上流ダム群等の洪水調節施設をバランスよく配置、整備することであり、そうすることで河川の水位を安全かつ適切に低下させることにつながるものであって、単に河道整備のみすれば洪水が防げるというものではない。

また、ダム建設費に比べて河川改修費の予算が少ないとしても、

そもそも県議会で予算案を審議され議決されたものではあるが、それを措いたとしても、ダムが完成すれば、上流域のみならず下流域まで含めた全川に渡り即応的に治水効果が発現し、その治水効果は多大なものである。

イ 上記イの主張について

大野氏は、千葉県と八ッ場ダムが200kmも離れているから治水効果が発現するとは考えにくい旨主張する。

しかし、八ッ場ダムに治水効果があることについては、高澤陳述書（乙325号証8～10頁）で述べたとおりである。すなわち、洪水流出量とは総雨量が同一であっても、降雨の時間分布や地域分布の違いにより様々な値を示すことが知られており、利根川上流域（八斗島地点上流域）の約4分の1を占める吾妻川流域には、洪水調節ができる大規模なダムはなく、八ッ場ダムは吾妻川流域の約半分に降った雨を集めて洪水調節するものであって、集水面積及び洪水調節容量ともに利根川上流ダム群の中で最大のものである。したがって、八ッ場ダムが利根川の治水上非常に重要な役割を果すことは明らかであり、洪水パターンにより治水効果の発現の程度が変化することはあっても、距離が離れているから治水効果がないなどとは言えないのである。

また、吾妻渓谷の洪水調節機能については、吾妻渓谷を流れる吾妻川は、縦断的に急勾配であり、洪水時には大きな流速が発生すると考えられることから、多くを期待することはできず、治水安全上すべきことでもない。そもそも八ッ場ダムによる洪水調節機能は、下流の河川状況を勘案したダム操作を行なって放流量を調節するものであって、こうしたきめ細かい治水対策を吾妻渓谷の洪水調節機能に代替されることができないものではない。

次に、大野氏は、国土交通省の堤防の詳細点検や重要水防箇所の指摘から、何よりも河川改修を急ぐべきである旨主張する。

しかし、国土交通省の堤防の詳細点検や重要水防箇所の指摘については、高澤陳述書（乙325号証10・11頁）で述べたとおりであるが、治水効果が最も発揮されるのは、上記ア（3頁）

で述べたとおり、上流部におけるダムなどの洪水調節施設の整備と、中下流部における堤防等河川の整備とをバランスよく進めることであるから、堤防整備とともに、全川にわたって効果を発揮するハッ場ダムを含めた上流部のダム群により、少しでも水位を下げるのが治水上非常に有効なことなのである。

ウ 上記ウの主張について

大野氏は、河川法63条1項に規定する「著しい利益」を得ていると言う事実が全く証明されていない点から、千葉県負担金拠出は河川法違反である旨主張する。

しかし、高澤陳述書（乙325号証8～10頁）で述べたとおり、千葉県は、利根川最下流に位置し、県北西部及び東部を取り囲むように流れる利根川と江戸川の総指定延長は約180kmにも及ぶことから、ハッ場ダムを含む利根川上流のダム群等による洪水調節により、利根川、江戸川の洪水時の水位及び流量が少しでも減少し、治水の安全度が上がることは、県民の生命及び財産を守ることと県土の保全につながるものである。したがって、上流ダム群の1つであるハッ場ダムの建設は、千葉県の治水上著しい利益があることは明白である。

なお、河川法に基づく地方負担金の支出は、千葉県知事の専決者が、国土交通省からの納入の通知書や告知書に基づいて国庫に納付しており、これは県議会が議決した予算の執行として適法になされているのであって、支出手続においても何ら違法なことはない。

2 江戸川・中川緊急暫定水利権（本件陳述書3イ）について

（1）本件陳述書の主張の要旨

江戸川・中川緊急暫定水利権について、被告らが第4次フルプランにおける位置づけから不安定な水源である旨主張したことに対し、第5次フルプラン案においては、渇水等緊急時において使用できる旨記載され、実質存在する水源であるということであり、安定水利権として位置づけられたと言える。しかし、国交省が江戸川・

中川の取水口の取水口の開閉をしているわけではないから、1年間を通して安定的に流れている水を「暫定」あるいは「解消」と勝手な解釈をしているに過ぎない（本件陳述書3イ、4頁）。

(2) 本件陳述書の主張に対するコメント

江戸川・中川緊急暫定が安定水利権ではないことは、嶋津意見書に対する被告らの意見書（乙354号証48・49頁）で述べたとおりある。

大野氏の上記主張は、そこに水が流れていて取水できる状況にあるから安定水利権であると言うに等しく、河川法に基づく水利使用の許可制度を理解していないと言わざるを得ず、到底認められるものではない。

3 暫定豊水水利権（本件陳述書3ウ）について

(1) 本件陳述書の主張の要旨

国土交通省は、ダムなどの水源開発が完了するまで、暫定水利権を各都道府県に与え、水源開発から離脱できないようしており、千葉県は、こうした国土交通省の姿勢に従うのではなく、県民の命を守るため、暫定水利権を安定水利権として要求すべきである（本件陳述書3ウ、4・5頁）。

(2) 本件陳述書の主張に対するコメント

大野氏は、河川法に基づく水利権についての理解が十分ではないようなので、まずこの点について説明する。

大野氏の主張する暫定水利権、正確には「暫定豊水水利権」とは、基本的にダム等の水資源開発施設への参画を前提に、その完成までの間、各事業体の計画する需要に対し供給できるよう、豊水時にしか取水できないとする条件を付して暫定的に許可される水利権であり、ダム等の水源開発施設の完成により、水源が確保されることをもって「安定水利権」となるものである。

このように、ダム等の水資源開発を前提とする「暫定豊水水利権」は、ダム等の水源開発施設が未完成の場合に「安定水利権」となることはないのであり、国土交通省もダム等の水資源開発が完成しな

い以上、安定水利権を与えることはできないのである。なお、ダム等の水資源開発を前提にしていない江戸川・中川緊急暫定については、嶋津意見書に対する被告らの意見書（乙354号証48・49頁）で述べたとおり、渇水等緊急時に使用することができる暫定豊水水利権であって安定水利権ではない。いずれの暫定豊水水利権であっても、上記した河川法に基づく水利使用の許可制度によるものであるから、そこに水が流れていて取水できる状況にあるからといって安定水利権となるものではない。

4 工業用水（本件陳述書3エ）について

（1）本件陳述書の主張の要旨

ア 千葉県の上業用水は、30万 m^3 /日近くも余っている。千葉県企業庁は、平成20年3月に「第2次千葉県工業用水道事業長期ビジョン」と「中期経営計画」を発表した。このことは、過大な水需要予測を続けてきた企業庁がようやく自らの認識の過ちを認め、現実に即した計画へと方針を大転換させたと言える（本件陳述書3エ、5頁）。

イ 千葉地区の平成19年度給水実績は、契約水量及び給水能力約12万1000 m^3 /日に対し、1日平均給水量で約8万8000 m^3 /日しか使われていない。経営状況については、八ッ場ダムなどの水源施設建設事業への参画負担金を起債により手当てしていることから、企業債が増加する一方で経営を圧迫しており、累積資金残も平成23年度には底をつき、平成24年度にはマイナス31億8000万円になる見込みで経営が回らなくなるおそれがある（本件陳述書3エ①、5頁）。

ウ 「中期経営計画」では、千葉地区、市原地区、五井姉崎地区及び房総臨海地区で「千葉関連4地区」を形成し、相互に水を融通しあって経費節減と安定した水運用を図るとし、各地区別の給水量ではなく、千葉関連4地区トータルの給水量として考えていくとしている。千葉関連4地区トータルの予定給水量は、毎年53万8000 m^3 /日であり、平成19年度の同地区の給水能力の合

計約 81 万 6000 m^3 /日に対して約 27 万 8000 m^3 /日も下回っており、ハッ場ダム（水利権約 4 万 1000 m^3 /日）の必要性は崩れ去った（本件陳述書 3 エ②、5 頁）。

（2）本件陳述書の主張に対するコメント

ア 上記アの主張について

大野氏は、千葉県企業庁の工業用水全体で大量の水が余剰である旨主張する。

しかし、千葉県企業庁の工業用水は、嶋津意見書に対する被告らの意見書（乙 354 号証 5 頁）で述べたとおり、個別原価主義に基づき各地区工業用水道ごとに受水企業との契約水量により水源を確保するものであり、長期水需要予測は千葉県に対する水需給動向を見るために行うものであるに過ぎないから、大野氏のように千葉県企業庁の全体の工業用水道の水源と給水量の単純な差し引きから、水が余っているなどと言うことはできない。

ちなみに、平成 19 年度 1 日最大給水量の実績は 7 地区全体で約 90 万 4000 m^3 /日であり、一方 7 地区の合計契約水量は約 109 万 9000 m^3 /日で約 19 万 5000 m^3 /日の差があったものの、確保した水源は全体で約 115 万 1000 m^3 /日であり、全体での契約水量と確保した水源量との差は約 5 万 2000 m^3 /日である。この差は、全体の水源量の約 4% にすぎないのであり、企業の今後の新たな需要に応じ、また千葉県への企業誘致を行うための産業基盤として必要としている水源である。このように千葉県企業庁の工業用水全体で見ても水が余っているとは言えないのである。

次に、大野氏は、千葉県企業庁が平成 20 年 3 月に策定した「第 2 次千葉県工業用水道事業長期ビジョン」（以下「工水長期ビジョン」という。甲 54 号証）と「千葉県工業用水道事業中期経営計画」（以下「工水中期経営計画」という。甲 55 号証）から、千葉県企業庁が自らの認識の過ちを認め方針を大転換させた旨主張する。

しかし、嶋津意見書に対する被告らの意見書（乙 354 号証 1

6頁)で述べたとおり、工水長期ビジョンは、今後10年間を見据えた工業用水道事業のあるべき姿の実現を目指して策定し、工水中期経営計画は、工水長期ビジョンに掲げた工業用水道のあるべき姿の実現のための5年間の行動計画(計画期間は平成20年度から平成24年度まで)として策定したものである。そして、それらの内容は、今後「安定給水対策」及び「経営の健全化」を工業用水道事業の最重点課題として取り組むこととしているのであって、大野氏が主張するような千葉県企業庁が自らの認識の過ちを認め方針を大転換させたということではない。

イ 上記イの主張について

大野氏は、千葉地区工業用水道には大量の余剰水があり、経営状況も悪化している旨主張する。

しかし、嶋津意見書に対する被告らの意見書(乙354号証5~8頁)で述べたとおり、千葉県企業庁の工業用水道は、各地区ごとに契約水量を満たす水源を確保する必要があるが、ハッ場ダム等の水源は、千葉地区工業用水道における契約水量12万1200 m^3 /日(給水量ベース)を満たすために必要な水源である。

また、千葉地区工業用水道の経営状況については、給水能力12万1200 m^3 /日の全量が契約済みであるため料金収入は安定しており、今後も単年度の収支は黒字を見込んでいるが、ダム等の水源施設が建設中であり、その財源を起債により手当てしていることから、企業債残高等が増加し、今後の経営状況は厳しいものと予想している(甲55号証16頁)。しかし、こうした状況に対応するため、工水中期経営計画では、千葉地区工業用水道における経営健全化に向けた取り組みとして、外部委託の拡大、合理的管理体制の構築、事業規模の適正化、企業債残高等の削減、資産の有効活用等を進め、改善を図ることとしている(甲55号証18頁)。

ウ 上記ウの主張について

大野氏は、工水中期計画に記載された水運用を行うことで、千葉関連4地区の合計の給水能力は給水量の実績と差があるから、

ハッ場ダムは不要である旨主張する。

しかし、工水中期計画で述べる効率的な水運用は、嶋津意見書に対する被告らの意見書（乙354号証16頁）で述べたとおり、各地区事業間で水源を融通することが困難なことから、水源の融通を行うのではなく、末端の管路は相互に接続されている千葉関連4地区（千葉地区、市原地区、五井姉崎地区、房総臨海地区）において、工業用水の供給量に合わせて最も効率的、経済的な給水方法を行う「水運用」ととどまるものである。すなわち、必要な水量については、従来は各地区工業用水道において単独で浄水処理していたものを、共同で浄水処理して給水するといった効率的な水運用を行うことによりコストの削減を図ろうとするものである。このように、効率的な水運用は、給水能力や水源量を変更するものではない。したがって、千葉地区工業用水道において、ハッ場ダムが水源として必要であることに変わりはないのである。

第2 本件との関連性が低いと思われる主張について

1 佐倉市の水道水（本件陳述書2）について

（1）本件陳述書の主張の要旨

佐倉市は地下水が豊富な土地柄で現在は地下水65%、表流水35%の割合となっているが、ハッ場ダムが完成すると市内の井戸が更に閉鎖され、地下水の割合が25%となる。佐倉市民が、なぜ地下水を放棄し、利根川からの高い水道水を買わなければならないのか、その答えは地下水取水を規制する千葉県環境保全条例にある。千葉県内の地盤沈下はほぼ沈静化したから、過去に地盤沈下が起きたために地下水使用にいつまでも規制をかけ続けるのは非科学的であり、今やるべきことは地下水の有効利用を図ることである（本件陳述書2、2頁）。

（2）本件陳述書の主張に対するコメント

大野氏は、佐倉市において給水される水道水の水源について述べているが、佐倉市の水道水は、地元市町村を構成団体とする印旛郡市広域市町村圏事務組合（一部事務組合）が水源を確保して佐

倉市に用水供給を行い、佐倉市が水道事業体として給水を行っているのであって（乙292号証34頁、42頁）、千葉県水道局及び千葉県企業庁の水源とは関係がない。なお、印旛郡市広域市町村圏事務組合の水源開発が地元市町村の意向をも反映していること等については、嶋津意見書に対する被告らの意見書（乙354号証51・52頁）で述べたとおりである。

また、地盤沈下が沈静化したから千葉県環境保全条例による地下水規制は見直すべきである旨の大野氏の主張が条例の目的をなし崩しにするもので容認できないこと等については、上記被告らの意見書（乙354号証50・51頁）で述べたとおりである。

2 「千葉県の長期水需要」の水道用水（本件陳述書3ア）について

（1）本件陳述書の主張の要旨

「千葉県の長期水需要」は予測値と実績値が乖離しており、各事業体の数字の積み上げをもとにした予測も、5年以上前の古いデータを基にした予測も、どちらも過大見積もりへとミスリードするものである（本件陳述書3ア、3頁）。

（2）本件陳述書の主張に対するコメント

「千葉県の長期水需給」は、松丸陳述書（乙341号証7頁）で述べたとおり、千葉県水政課が平成13年6月に各水道事業体に長期水需要の見通し等について依頼し、平成13年7～8月に回答を得た後、平成14年にかけて取りまとめ等を行い、平成15年1月に作成したものである。各水道事業体は、嶋津意見書に対する被告らの意見書（乙354号証38頁）で述べたとおり、千葉県水政課の依頼に対し、基本的に平成元年から平成10年までの実績データを基に将来の水需要と必要とする供給量（水源）について回答を行った。

大野氏は、「千葉県の長期水需給」が各事業体予測を積み上げたものであることを非難するが、各事業体の水需要予測と供給計画を基に千葉県の長期的な水需給の見通しを立てることが合理性を欠くものではないことは、嶋津意見書に対する被告らの意見書（乙35

4号証38・39頁)で述べたとおりである。

次に、大野氏は、「千葉県の長期水需給」(平成15年1月作成)が5年以上前の古いデータを基にしたとして非難するが、上記作成経緯のとおり、各水道事業体から千葉県水政課への回答は平成13年7～8月であり、推計項目によっては、平成10年度が最新となるものである。すなわち、人口統計などは2年遅れで発表され、平成13年の回答当時の最新データは平成10年度の人口データである。さらに、県のとりまとめ作業(事業体からのヒアリング、集計、検証、問題点の抽出、対応方針の検討など)の期間を考慮すれば、意図的に古いデータが使用されたわけではない。むしろ、「千葉県の長期水需給」は、10年程度の長期にわたる実績データに基づいて慎重に推計されており、嶋津暉之氏の意見書(甲23号証)にあるような5年程度の短期間の実績データによる拙速な予測よりも、利水安全の観点からは妥当なものである。

なお、「千葉県の長期水需要」は、上記被告らの意見書(乙354号証34～36頁)で述べたとおり、関係事業体や国の関係機関との調整のため、併せて第5次フルプラン需要想定のための基礎資料として作成されもので、基礎資料としての性格上、各事業体のダム等開発施設への参画・撤退又は縮減を強制するものでも、拘束するものでもない。

3 平成16年度水道水源開発等施設整備事業の再評価(本件陳述書4)について

(1) 本件陳述書の主張の要旨

千葉県水道局が、平成16年度に行った水道水源開発等施設整備事業の再評価は、通常設置されている「千葉県水道局事業懇談会」の第10回目として行われた。5年に1度の再評価であるから、規模を拡大したり、ダムに精通している人を新たに加えるなど、やるべきことを全くやっていない。再評価の会議時間は1時間、議事録は3ページで議論らしい議論もなく、人口と水需要が今後も増加するとされた一方的な資料で委員が誘導されており、再評価の名前に

も値しない（本件陳述書4、6・7頁）。

（2）本件陳述書の主張に対するコメント

千葉県水道局が、平成16年度に行った八ッ場ダム等の水道水源開発等施設整備事業の再評価（以下「本件再評価」という。乙250号証の1・2）は、厚生労働省が平成16年7月に通知した「水道施設整備事業の評価の実施について」（以下「評価実施要領等」という。乙248号証の1・2）に基づき実施したものである。

評価実施要領等では、再評価にあたっては学識経験者等の第三者から意見を聴取するとされており（乙248号証の1別添要領参照）、千葉県水道局は、千葉県水道局事業懇談会（以下「懇談会」という。）に諮り、懇談会の委員からは、事業継続に全員一致で賛成の旨の意見が出されたものである（乙250号証の1）。

懇談会は、千葉県水道局事業懇談会設置要綱（乙369号証）により、千葉県水道局の事業経営のあり方について、幅広い見地から意見を求めることを目的として、平成14年度から平成17年度まで設置されたものであり、水道事業に関する専門家や研究者、企業会計の専門家、企業経営者、需要者側の有識者の5名の委員により組織されていた（乙250号証の2）。懇談会は、平成14年度から平成17年度にかけて14回開催され、千葉県水道局は、県営水道のあり方や5か年計画の策定等に千葉県水道局の事業における重要事項について、懇談会から意見を聴いている。

大野氏は、本件再評価のために第三者委員数を拡大し、ダムに精通した者を加えるべきである旨主張するが、評価実施要領等において、第三者委員の人数を指定したり、「ダムに精通した人」（意味不明であるがダム建設の専門家ということであろうか。）を加えたりすることは求められておらず、事業者の判断において行うこととされているものであり、上記したように、おおむね大野氏の求める構成とも言えるが、千葉県水道局が、事業経営における重要事項である本件再評価について、千葉県水道局の事業の状況をよく知る懇談会の委員に対し、幅広い見地から意見を求めることは、上述の懇談会の設置目的からして当然のことである。

次に、大野氏は、懇談会の委員による再評価について、審議時間や議論がない、人口と水需要が今後も増加するとされた一方的な資料が示されたとして批判する。

しかし、本件再評価について、懇談会の委員から意見が出され（乙250号証の1）、きちんとした審議はなされているのであって、審議の進行、内容については何ら問題はない。また、本件再評価の検討資料（乙250号証の3）は、評価実施要領等（乙248号証の1・2）に基づき、事業を巡る社会情勢の変化（水需要予測が含まれる）、事業の進捗状況、コスト縮減及び代替案立案等の可能性、事業の投資効果分析といった様々な観点から適正に作成されている。

ちなみに、本件再評価の検討資料のうち、水需要予測の部分（平成17年度、22年度及び27年度）については、平成13年7月に千葉県水政課へ回答した「長期水需要の見通しと供給計画について」（以下「平成13年回答」という。乙266号証）の推計値に基づいて作成したものである。平成13年回答は、当時の千葉県水道局における最新の水需要予測であり、それを提示することは当然のことである。そして、水道事業体の長期水需要予測でもある平成13年回答が、安定給水を責務とする水道事業体として慎重な予測の基に作成され、予測と実績との間に差があったとしてもやむを得ないこと、1人1日平均給水量の傾向から水源が不要であるとは論じられないこと等については、嶋津意見書に対する被告らの意見書（乙354号証21・22頁）で述べたとおりである。

本件再評価における第三者からの意見聴取は、評価実施要領等に基づく再評価における一つの過程であり、千葉県水道局では、第三者からの意見聴取の結果を踏まえ、事業をめぐる社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況、事業の投資効果分析、コスト縮減及び代替案等の可能性等の諸観点についてさらに検討を行い、八ッ場ダム建設事業への参画を継続することを決定したのである。

千葉県水道局の本件再評価の結果については、平成17年2月に厚生労働省に報告し、厚生労働省は、平成18年1月～同年3月に

かけて、千葉県水道局から報告された本件再評価の結果について、厚生労働省による再評価が実施された。その結果、千葉県水道局の水道水源開発等施設整備事業は、安定給水の確保等が図られるとして、同事業の継続が決定されている（乙370号証の1・2）。

以上のとおり、千葉県水道局による本件再評価及び厚生労働省による上記再評価は、適正に実施されたものである。

4 人口予測（本件陳述書5）について

（1）本件陳述書の主張の要旨

千葉県は、国土交通省が第5次フルプラン案で示した人口研の人口予測値609万5000人を採用するなどした結果、千葉県の需要想定値は30.63 m³/秒に修正されたが、当初の想定値との差は2.76 m³/秒あり、八ッ場ダム1個（2.35 m³/秒）以上あるから、八ッ場ダムは必要ない（本件陳述書5、7頁）。

（2）本件陳述書の主張に対するコメント

松丸陳述書（乙341号証4頁）及び嶋津意見書に対する被告らの意見書（乙354号証42頁）で述べたとおり、人口については、千葉県の推計値と国の予測値とは異なるものであり、千葉県が国の予測値を採用したとする大野氏の主張は誤りである。

また、八ッ場ダム等の個々の水源は、各水道事業体が給水区域の住民等需用者に対し安定的な給水を行う立場からそれぞれ費用負担をして水源の確保を行うものであるから、大野氏の考えるような県全体の水需要にかかる国の想定値と千葉県の想定値との単純な差し引き計算から、八ッ場ダム等の水源が必要ないなどと言うことはできない。

5 千葉県の財政（本件意見書7）について

（1）本件陳述書の主張の要旨

ア 千葉県の一般財源は伸び悩み、義務的経費や県債残高が財政を圧迫している。幕張メッセ等の大型公共事業が次々と展開される一方で、環境、福祉、教育に関連する予算が削られている。堂本

知事は、千葉県の治水・利水に必要な八ツ場ダム建設事業への参画を今すぐ取りやめ、財源を福祉・教育・環境へ振り向けるべきである（本件意見書7ア～キ、9～14頁）。

イ 千葉県は、八ツ場ダム基本計画の平成16年の第2回計画変更のときも、平成20年の第3回計画変更のときも関係都県の合同調査チームに参加しながらほとんど意見も言わず、独自の調査もせずに国土交通省の説明を鵜呑みにしているだけである。また、庁内の検討会議も形式だけで、平成20年の第3回計画変更に関しては、わずか30分ずつ2回だけ開かれたに過ぎない。資料も国が用意した物だけを用い、現地の住民の意見も聞かず第三者的なデータを求めることもせず、自ら精査する姿勢はなかった。（本件意見書7キ、14頁）。

（2）本件陳述書の主張に対するコメント

ア 上記アに主張について

大野氏は、本県財政の悪化の要因が、幕張メッセなどをはじめとする大型公共事業とそのための県債残高の増加によるものであると主張する。

しかし、財政悪化の要因は、県の歳入の柱である県税収入が伸び悩む一方、人件費や社会保障費などの義務的経費が増加していること、加えて国の三位一体改革以降地方交付税が大幅に削減されたことなど、複合的な要因によるものである。千葉県では、こうした厳しい財政状況に対応するため、平成17年10月に「千葉県行財政システム改革行動計画（平成17年度～20年度）」（以下「本件行動計画」という。乙320号証）を策定し、全庁をあげて行財政改革に取り組んでいるところであり、各年度の予算については、本件行動計画を踏まえ、財政健全化を図りつつ県民のニーズに対応するものとして予算案を編成し、県議会の議決を経て定めているものである。

大野氏の主張は、自己の意見に反する政策を批判するものに過ぎない。

イ 上記イの主張について

大野氏は、「ハッ場ダムの建設に関する基本計画」の変更に際し、関係都県で構成する合同調査チームとは別に独自の調査をしないこと、検討時間が短いことなど縷々主張する。

大野氏がどのような独自調査等が最適であったと想定して主張しているかは、全く不明であるが、高澤陳述書（乙325号証7・8頁）で述べたとおり、平成16年における第2回計画変更及び平成20年の第3回計画変更とも、関係1都5県で合同調査チームを組織し調査を実施しており、併せて庁内の検討会議を設置するなど十分な調査検討を行っているのであり、最終的には国土交通大臣からの照会に対して、県議会の議決を得た上で異議のない旨回答しているものである（乙20号証ないし乙22号証）。

大野氏は、当該検討会の検討過程を見たかのようにであるが、事実と異なる私見に過ぎない。

第3 まとめ

以上述べたとおり、本件陳述書の主張は、いずれの点からも失当であり、これを善解しても政策論争を出るものではない。

以上